

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（特定小型原動機付自転車危険行為等） 第四十一条の三（略） 2 法第百八条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。 一 十二（略） 十三 法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為 十四（略） 十五 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（法第百十七条の四第一項第二号又は法第百十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。） 十六（略）	（特定小型原動機付自転車危険行為等） 第四十一条の三（略） 2 法第百八条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。 一 十二（略） 十三 法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為（法第百十七条の二第一項第一号に規定する酒に酔った状態とするものに限る。） 十四（略） （新設） 十五（略）